

「春闘」の時代がやってきた

Toshi
'11.06.10
SUGITA

甲南大学教授 杉田俊明

中国にはストライキ権がない、と思い込む人がある。だが、ストライキが多発しているのは周知の通り。昨年、華南で発生した日系自動車部品会社でのストライキは記憶に新しいが、華北でも、東北でもストライキが発生しているのだ。

日系企業が多く進出している大連開発区は1984年の創立以来、3回のストライキが発生した。94年と2005年に続き、10年の5月末から8月末までの間、73社もの企業でストライキが発

生し、うち48社は日系企業だったという。

ところで、中華人民共和国建国（1949年）後の憲法と、その改正の推移をみると、54年の憲法にはストライキ関連の規定はないが、75年と78年の憲法には「ストライキの自由」が明記された。だが、82年の憲法でこの記述は消失したため、企業側の中国人弁護士はストライキを行なう従業員に対し、「これは違法だ」と指摘する裏付けはここにあるのだ。

他方、92年制定の「工会法」（2001年に修正）には「企業や事業組織において生産停止やサボタージュが発生した時は」というくだりがある。原文の「停工」と「怠工」はまさにストライキの代名詞であり、「隠性ストライキ権」だと多くの関係者が指摘する。

また、後文には「従業員の合理的な意見に対しては、企業、事業組織はそれを解決すべきである」とあり、これはストライキの実態を認めるもので、それ

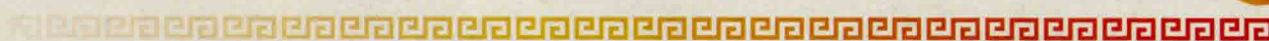
を解決するために方法論を規定しているのだと認識されている。

中国当局は当初、「社会主義には労資関係は存在せず、ストライキも存在しない」という立場をとり、その後もストライキを政治的に敏感な問題として扱ってきた経緯はあるが、昨今は実質的な黙認により、直接的な介入を避けながら工会などを通じ、企業内の経済問題として取

り扱おうとしている。

今年に入ってから、一部の企業家や学者らがいままでの「隠性ストライキ権」を、より明確な「経済ストライキ権」として法制化すべきだとして、公式な場において動き始めた。

無秩序な争議の規範化、労働者のガス抜き、あるいは経済問題の政治化を回避するといった狙いがあると思われるが、「ストライキがない」「ストライキがあっても当局が抑えてくれる」と思っていた経営者にとっては、本格的な「春闘」がやってくる時代だ。



Fuji Sankei **Business i.**

昭和33年1月27日 第三種郵便物認可 <

2011(平成23)年

4|28[木]